

令和3年1月11日以降に、国土交通省に認められた学校・学科（土木施工管理）  
（受験の手引 別冊「指定学科一覧」作成後に認められたもの）

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校
2. 専門学校・大学校等
3. 専攻科
4. 指定学科と認められている職業訓練
5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

注意事項

- 学校区分ごとに追加した学校・学科を載せてありますが、追加した学校・学科がない場合は「—」と記してあります。
- コース、系列、専攻等の記載がある学科は、**コース、系列、専攻等が記載された卒業証明書**が必要です。
- ※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書のほかに履修科目及び単位数が確認できる**成績証明書**または**履修証明書**が必要です。ご自身の履修科目・単位数が履修条件を満たすか確認してからお申込みください。履修条件を満たさない方は「指定学科以外」になります。

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大 学		
宇都宮大学	農業環境工学科 水土環境工学コース（平成25年度以降の入学者）	02
大分大学	創生工学科 建築学コース（平成29年度以降の入学者）	10
関西国際大学	総合社会学科 ※（令和2年度以降の入学者）	10
畿央大学	人間環境デザイン学科 ※（令和3年度以降の入学者）	10
千葉大学	総合工学科 都市環境システムコース ※（平成29年度以降の入学者）	07
富山大学	芸術文化学科 ※（令和3年度以降の入学者）	10
短期大学		
—	—	—
高等専門学校		
—	—	—
高等学校		
静岡県立天竜高等学校	森林・環境科 土木・造園類型（令和3年度以降の入学者）	08
長野県上伊那農業高等学校	コミュニティデザイン科 里山コース（平成30年度以降の入学者）	11
兵庫県立上郡高等学校	地域環境科（土地改良類型）	02

## 2. 専門学校・大学校等

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた学科		
東京デザイナー学院	建築デザイン学科 住宅デザイン専攻（平成24年度以降の入学者）	10
高等学校の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—

## 3. 専攻科

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
阿南工業高等専門学校	専攻科 創造技術システム工学専攻 建設システムコース（平成31年度以降の入学者） （ただし、同校の創造技術工学科 建設コース（平成26年度以降の入学者）の卒業者に限る）	01
阿南工業高等専門学校	専攻科 創造技術システム工学専攻 建設システムコース（平成31年度以降の入学者） （ただし、同校の建設システム工学科（平成25年度以降の入学者）の卒業者に限る）	01
舞鶴工業高等専門学校	専攻科 総合システム工学専攻 建設工学コース（令和2年度以降の入学者） （ただし、同校の建設システム工学科 都市環境コースの卒業者に限る）	01
舞鶴工業高等専門学校	専攻科 総合システム工学専攻 建設工学コース（令和2年度以降の入学者） （ただし、同校の建設システム工学科 建築コースの卒業者に限る）	01
舞鶴工業高等専門学校	専攻科 総合システム工学専攻 建設工学コース ※（令和2年度以降の入学者） （ただし、高等専門学校で「土木工学に関する学科」を卒業した者に限る）	01
短期大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
—	—	—

※ 該当する専攻科を修了された方は、卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要です。

## 4. 指定学科と認められた職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—

※ 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

## 5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓 練 期間
—	—	—

※ 訓練期間のうち実務経験年数に算入できるのは、受検資格に必要な実務経験年数の3分の2までです。

※ 1～4に該当する学科を卒業(修了)した方も、5に該当する職業訓練を修了した場合は実務経験に算入することができます。

※ 修了証明書が必要です。修了証明書が発行されない訓練施設の場合は、「修了証書の写し」を提出してください。